八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　安尾　博
印刷所　秀文社
発行部数　18.500部
定価一部　五円

九月臨時市会終る

西郡に診療所設置

追加予算　二三八五万圓可決

11/12

九月臨時市会は去る二十二日開会、二十七日本会議にて出張所設置條例中一部改正條例外三件が可決された。

なお、昭和二十七年度追加厚正予算として一般会計に二千三八五万一千八一二円（総予算三億七千八二二万三千一一四円）特別上水道費四九三万五二二円（総予算二千五三五万二五二円）がそれぞれ承認可決された。

（議案第六十二号八尾市屎尿処理手数料條例は審議未了）

條例

第一八号

八尾市役所出張所設置條例中改正條例

第二條　出張所の名称中「龍華西出張所」を竹淵出張所」に、同位置中「竹淵二九番地」を「竹淵四六番地の三」に改める。

第四條中「龍華西」を「竹淵」に改める。

（原案可決）

附　則

この條例は、昭和二十七年十月一日から施行する。

（理由）

出張所設置当時龍華地区を分割して龍華出張所に対し、西部に位置するをもつて「龍華西」の名称を用いたのであるが、地区民にな染まず且外来便についても「龍華」と紛れ易く、支障があるので、その所管地域の名称を用い「竹淵出張所」に改める。

第二〇号

八尾市営自轉車競技條例中改正條例

第一條中「自転車競走（以下競輪という）」を「競輪」に改める。

第二條中「第一條第二項」を「第一條第四項」に改める。

第四條中「勝者投票券」を「車券」に改める。

第六條中「勝者投票券」を「車券」に改める。

附　則

この條例は公布の日から施行する

（原案可決）

（理由）

自転車競技法及び同法施行規則の改正に伴い本市営自転車競技條例の一部を改正する必要があるので

第一九号

旧八尾町有給吏員退隠料に関する特別措置條例中改正條例

第三條に規定する別表を下表のとおり改める。

附　則

この條例は、公布の日から施行し昭和二十六年十二月十五日から適用する。

（原案可決）

（理由）

恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第三〇六号）の施行に伴い国家公務員に対する恩給の切替に準じて改訂を行う必要があるので

別　表

退隠料年額計算の基礎となつた給料年額	昭和二十三年十月以降仮定給料年額	昭和二十五年一月以降仮定給料年額	昭和二十六年一月以降仮定給料年額	昭和二十六年十月以降仮定給料年額
一、五〇〇円	二九、七六〇円	六三、二〇四円	八二、八〇〇円	九六、六〇〇円

第一二八号

市立診療所設置條例

第一條　本市に診療所を設置する

2、診療所の名称及び位置は次の通りとする。

名称　八尾市立西郡診療所
位置　八尾市一、〇〇九番地の一

第二條　診療所は主として本市住民の診療を行うものとする。但し、市長が特別の事情があると認めるときは、本市住民でない者に対しても、診療を行うことができる。

第三條　診療所に設置する診療科については、市長が別に定める

第四條　診療を受け又は診断書、証明書等の交付を受けようとする者は、市立八尾市民病院使用條例（昭和二十三年條例第二十五号）に定める別表の範囲内で市長の定める料金を納付しなければならない。但し市長が特に必要と認めるときは料金を減免することができる。

2、診療上特に多額の費用を要し前項により難いとき又は特別の設備を要するときは、別に市長の定める料金を徴收する。

第五條　料金はすべてこれを前納させるものとする。但し、市長において特別の事情があると認めるときは、後納させることができる。

第六條　虚偽の申立により料金の減免を受けたことを発見したときは、その料金を追徴する。

第七條　市長は、この條例若しくは、この條例に基く規定に違反した者又は市長においてその必要があると認めた者に対しては診療を拒否することができる。

第八條　市長が必要と認めるときは、健康保険法、船員保険法、労働者災害補償保険法による保険者その他これに準ずる団体の委託を受け、その被保険者又は団体員及びその家族の診療を行うことができる。

第九條　この條例の施行について必要な事項は市長がこれを定める。

附　則

この條例の施行の日は別に市長が定める。

（原案可決）

（理由）

衛生的環境が悪く、且交通不便の地にある西郡地区民の利便を計るため診療所を設置するについて必要があるので

選擧人の皆さん!!

十月五日は、大阪府及び八尾市の教育委員会委員選擧の投票日です。投票用紙の印刷は、次のように色分けしてありますから間違えないように注意して下さい。

生活にあすから響くこの一票

最初に　八尾市教育委員……赤刷用紙

二番目に　大阪府教育委員……黒刷用紙

大切な教育を託する教育委員の選挙です。皆んな漏れなく投票して、真に教育を託することのできる、立派な教育委員を選ぼうではありませんか。

聲

本欄の答は要旨のみですからくわしくは広報課まで御問合せ下さい

排水路の浚渫と幅員復元

（問）龍華市場附近を通つている暗渠がつまり、排水路の一部が埋没し、従前の三分の一近くに幅員が狭まつているので、排水が非常に悪く本年春以来数回も氾濫を防止する為に、左記の三点の補修方を陳情嘆願いたします。

1暗渠の浚渫　2幅員の復元　3ゴミ復元　（十四区住民一同）

（答）第一項に対しては早急に実施いたします。第二項は該地区は耕地整理区域でありますので、当課より組合の方にお願いして、先月に不法占拠者に対し撤去方の申入をいたしましたので、今しばらくお待ち下さい。第三項は早急に実施いたしますなお地区の排水路は去る五月末日に泥上げを実施しています。（以上土木課）

塵芥の回収を

（問）私の家の塵芥は八月十日より一回も取りに参りません。トラックで集めに来ておりましたのでお願申し上げましたが、いまだに取りに参りませんので至急回収をお願申し上げます（榎本某）

（答）現在塵芥回収は六班に分ち毎週一回は蒐集をしています。夏期大掃除で作業も遅れ勝ちでしたので、お迷惑をかけましたが現在は回復いたしていますので今後このような事が無いと思いますが注意いたします。なお御宅へは、九月一日に回収いたしました。（衛生課）

新道に假橋を

（問）萱振住宅に居住するものですが只今起工中の新道路の架橋のため、通行止になつていますが、通学の子等と勤務に急ぐ人達で相当数の人達が、未完成の道を通つています。近道をしたい人情を察して、完成まで仮橋を作つて、歩行者だけでも通行出来るようにして下さい。（萱振住宅一主婦）

（答）ご承知の通り新設道路は供用開始の告示するまで通行する事は出来ません。従つて工事中通行して事故が出来ましても市に於て責任は負いません。工事完成を急ぎますから、工事に支障なきよう市民各位の協力の意味で、通行しないようお願申上げます。（土木課）

汚物の始末を厳重に取締れ

（問）三津に伝染病発生するのは桜橋附近に、不衛生な畑・水の無い河に汚物投入する者多く道路を掘返し畑にする者続出、当局の厳重なる取締をお願いする（一市民）

（答）最近に清掃し、塵芥も処理いたしましたが、近い中に再清掃いたし、不法投棄禁止立札を立てる事にいたします。（衛生課）

煤煙を取締れ

（問）岡村製油元倉庫の煙突から煤煙のため、陽光園に雨の様に降りそそぎ、赤ん坊の顔や、白い着物など黒くなる有様で迷惑しています。市役所より煙突掃除を十分するようご注意願います。（陽光園住民）

（答）早速会社に行き調査いたしました処、以前に新しく作られたもので、一回も使用もしておりません。他所の煤煙と思われます。一応附近の煙突を調査し注意いたします。（衛生課）

下水の掃除を

（問）下水がつまつているのか流水が悪く困つています。恐れ入りますが一度通しに来て下さいませんか。（伊藤平一）

（答）要求通り早急に下水のつまつている箇所を、竹を通し、排水のよくなるよう努力いたします。（衛生課）

準用河川に認定

該当者は　知事の許可が必要

平野川

平野川、河川法準用河川の認定に伴う許可について大阪府より左の通り通達がありましたので、該当者は遺漏のないように早急に出願手続をとつて下さい。なお手続の様式について不明の点は当市土木課へお問合せ下さい。

河第一八二六号

河川法準用河川の認定に伴う許可について（府土木部長）

このことについて別紙の通り昭和二十七年八月二十二日大阪府規則第四十八号の公布により、昭和二十七年七月二十五日大阪府告示第三七〇号及第三七一号を以て認定告示された平野川において、従来河川中使用又は堤塘使用の許可を受けて現に使用中のもの及旧慣により河水引用をしているものは、昭和二十七年十一月二十一日までに更に知事の許可を受けなければ権利の滅失を来すこととなるので貴管内該当者にこの旨周知徹底方御願いする。

なお、出願手続については大阪府河川占用規則（昭和二十五年大府規則第七号）によられたい。

要望と回答

▽萱振地区委員会

要望　予防接種等の場合用和小学校を会場に充当されているが、八尾中学校をも会場に充当されたい。

回答　各種予防接種実施については場所、時間等色々考慮していますが限られた人員、時期、予算等のためご期待に副えないのを遺憾に思つています。（衛生課）

要望　萱振住宅商店街の暗渠掃除を至急にお願いします。

回答　只今西郡地区の暗渠掃除を致していますが、完了予定日が目下不明で、終了次第早くさせていただきます。（土木課）

要望　来る選挙の投票所第十七区「恵光寺」を「八尾中学校」にかえていただけませんか。同寺は畳敷のため履物をぬぎ、座つて書くのが不便です。

回答　萱振地区委員と接渉の上、八尾中学校に第十七投票所を設置したく思います。（選管）

要望　萱振住宅商店街うどん屋前の消火栓の破損を至急点検されたい。

回答　現物調査いたしました処、コンクリート製消火栓蓋が破損していましたので蓋を取換えて修理いたしました。（水道課）

要望　市役所からの自振委へ依頼の諸報告、提出、回答等「いついつ迄に持参されたい」とあるが、自振委 の立場を 理解され「持参されない時は集めに行くから用意されたい」というような方法をとつていただきたい。

回答　ご意見もつともと思いますのでさつそく課長会議に連絡し善処します。（広報課）

要望　掲示板用ポスター配布の時は、ピン又は糊を持参してほしい。

回答　出来るだけピンを配布させて戴きますが数が多いので二、三度にご利用下さい（広報課）

要望　市会開催を自振委に通知されたい。

回答　通知させて戴きます。（広報課）

要望　萱振商店街へ大掲示板を設置されたい。

回答　大掲示板設置の件は広報課で計画していますが、経費の関係で早急に出来ません。市役所に大掲示板が設置されましたら同所前にある掲示板を貴地区に移転させていただきます（広報課）

證明書の切替え

外国人の登録〜九月二十九日ー十月二十四日〜

来る九月二十九日より十月二十八日まで外国人登録法附則第五項の規定に基き登録証明書の切替をいたしますから左記の関係書類持参の上新証明書の交付の申請をして下さい。現在所持しておられる証明書は十月二十七日限りで無効になります。

なお申請期間の十月二十八日までに交付の申請をしなかつたときは外国人登録法第十八條第一項の規定により処罰されます。

記

一、持参していただくもの。

1、旧登録証明書　2、切替交付申請書（一通）用紙は申請にこられたときにお渡しします。　3、旅券　4、写真（三枚）

イ、写真は最近六ケ月以内に撮影したもので、大きさは五センチメートル平方形又は名刺型の無帽、正面上半身のものであること。

ロ、写真の裏面に氏名及び生年月日記入のこと（但し十四才未満の人は写真は不要です）

5、米穀通帳

二、切替申請について。

1、申請については、代理申請は認められませんので、必らず本人自身で出頭して申請して下さい。2、字の書けない人は代筆者と一緒に申請して下さい。

3、次の場合は代理人による申請ができます。

イ、十四才未満の人、このときは代理申請人は本人を同行しなければなりません。

ロ、本人が病気その他身体の故障により自ら申請できない人このときは代理申請人は、代理を必要とする事由が真実であることを証明する書類を提出しなければなりません。例えば医師の診断書の如きもの

三、代理申請者の範囲

代理申請をする人は、代理を必要とする者と同居している人で次の各号に該当する人、即ちイ、配偶者　ロ、子（十四才以上の者）　ハ、父又は母　ニ、前各号以外の親族　ホ、その他の同居者

四、登録証明書切替事務の協力者について

何分にも多数の人の申請を短期間に受付けることになり、また相当不便な点がありますので、左記の人達をこの事務の協力者に依頼いたしましたから、若しわかりにくい事がありましたらこの人達にお聞き下さるよう願います。

河千寿（竹淵）　全桂楷（竹淵）
山田（竹淵）　李性出（亀井）
金七郎（跡部）　鄭和守（安中）
李慶徳（西郷）　康敬瑞（西郷）
林猛虎（久宝寺）　尹相吉（穴太）
房大有（安中）

（総務課）

五、申請受付日及場所

月日	受付場所	地区
九月二十九日 〃三十日 十月二日 〃三日 〃四日 〃六日	八尾市役所 正面左側ガレーヂ内	八尾、西郡、山本、安中、植松、渋川、八尾座 その他大正地区及び竹淵地区以外の地区全部
十月七日	大正出張所	北木、木ノ本、太田、沼
十月八日	龍華出張所	太子堂、跡部、亀井
十月九日 〃十日 〃十一日 〃十二日 〃十三日	龍華西出張所	竹淵

六、新証明書、交付日及場所

月日	交付場所	地区
十月十六日 〃十七日 〃十八日 〃二十日	八尾市役所 総務課（二階）	八尾、西郡、山本、安中、植松、渋川、八尾座 その他大正、竹淵地区以外の地区全部
十月二十一日	大正出張所	北木、木ノ本、太田、沼
十月二十二日	龍華出張所	太子堂、跡部、亀井
十月二十三日 〃二十四日	龍華西出張所	竹淵

右の受付時間は午前八時三〇分より午後七時までいたします。

赤痢すでに四四名

注意肝心　日本脳炎・腸チフス

割合に涼しい夏だとよろこんでいたら、八月半ばをすぎる頃から酷しい残暑が襲い、赤痢の跳梁も激しく、八月中に十二名（この約半数以上はお盆をすぎてから）九月に入つて九名（十五日現在）お正月以来、本年の赤痢患者はすでに四十七名で昨年の二十六名に比し二十一名の増加です。ようやくにして下火となつてきましたが、まだまだ油断は禁物で、乳幼児に対しては特に充分注意をし、過食、寝冷え等をさせないよう親御さんの一段の御注意をお願いいたします。

次に既に新聞紙上で御承知のことと思いますが、この秋口に一番注意を要する伝染病に、日本脳炎と腸チフスがあります。幸いにしまして当市は、日本脳炎の患者は未だ一名もなく、腸チフスも今のところ、お正月から一名出たきりでその後は発生していません。しかしこれからが流行期で相当注意を要します。

日本脳炎は例年の如く本年も各地で発生し、お隣りの布施市においては既に四、五名の患者を出しており、いよいよ八尾市に近づいて来た感を深くしております。これの予防はなんといつても、蚊を退治すること（積極的な方法としてはボウフラのわかぬようにすること）、雑草を刈り取ること、過労を避けること、以外にないといわれていますから、今までに何度も申上げておりますように他の伝染病も同様一人々々が予防に心掛けていただき、爽涼の秋を家族揃つて楽しく迎えられるようお願いいたします。

府（衛生部）より實費交付

狂犬病ワクチン・毒蛇血清

これまでの狂犬病ワクチンは、一般的な需要があるものではないので、その供給も円滑に行われず、これを必要とする際に手近で入手することができず困る場合がありました。ところがこのワクチンは狂犬病に対する唯一の発病防止ワクチンであり、狂犬や狂犬病の疑いのある犬に咬まれたときは、できるだけ早くこれを使用することが必要であります。今度厚生省では緊急の場合に備えるため昭和二十七年度に年間七十二立（二千人分）の範囲内で毎四半期別に買上げて、この点を解決することになりました。従つて一般の人が医師の診断の結果、狂犬病ワクチンを必要とする場合は、その必要量を至急府県の衛生部へ連絡すれば、適正な価格で払下げを受けられることになりました。（使用量は一人につき普通十四本又は二十一本）

なお、最近各所で「まむし」に咬まれる事態が発生していますが、その場合の治療法としては蛇毒血清の注射をすることが肝要です。蛇毒血清は現在国立予防衛生研究所（東京都港区芝白金台町一ノ三九）にありますから、入用の向は府県の衛生部を通じて申込めば実費で交付されます。

（八・一三・厚生省発表）

リヤカー鑑札の取換

本庁・出張所の日割決定

今回八尾市全域一齊に新鑑札と取換えることになりましたから、各出張所、又は本庁税務課へ車体持参の上取り付けをうけて下さい。

なお、御来庁の節は左記のもの御用意願います。

記

1、印鑑
2、税金滞納の方は税金
3、鑑札が破損（ちぎれている）の場合は弁償金二十円
4、新鑑札交付手数料三十円
5、通知書（リヤカー所持者へはこの通知書を発送します）
6、施行日割

大正出張所	九月二九日
龍華出張所	九月三十日
西郡出張所	十月二日
山本出張所	十月七日
久宝寺出張所	十月八日
龍華西出張所	十月九日
本庁税務課	十月十日

午前九時より午後四時まで

伝説のこと

(10)

基督教と八尾

▽…日本基督教史中に「三箇島より二里許りにして八尾あり。この領主ドム・シメオン池田丹後守をはじめ、その家臣、領民八百人キリスト教信者となる」とあり、また切支丹大名記にも「それは八尾の大名で、いずれも執権三好長慶の家来すぢに当る池田丹後守である。彼の家臣もまた、大多数彼に倣つて信者となつた」とある。

▽…これは永禄二年（紀元二二一九年）オランダ人パードレ・ビレラという牧師が教名ローレンスと呼ぶ日本人と共に三好長慶を説得されたが、その時以後長慶の一族によつて広く信仰されたのであつた。

▽…しかし基督信者であつた織田信長の死によつて衰微し、秀吉が九州の乱に逢い凱旋するや直ちに京都、大阪辺の教会堂二十二ケ所を破壊し、天正十五年五月十九日五ケ條の禁止令を出した。

▽…当時を物語るに当市に三つの遺物がある、切支丹の墓碑、教会堂跡、切支丹禁札等である

（墓碑）…場所は大字西郷共同墓地西北隅にあり高さ二尺七寸巾一尺四寸八分、厚さ六寸七分の舟形で、表面上部に花十字架その下に横書でIHS、その下部にMANTIOとあり、昭和十年文部省で重要美術品に指定された。

（教会堂跡）…伴天連屋敷として大字西郷谷ノ丁（光専寺東側南北の筋や、南寄西側、竹内安次郎氏邸のある所）で今から二三十年前までは藪が繁り荒れるにまかせていたといわれる、天正五年（一五七七年）建てられたものだといい、天正十五年五ケ條の切支丹禁令によつて破壊されたのであろう。

（初支丹禁札）…長さ三尺三寸山一尺四寸、軒一尺二寸五分、板厚さ一寸六分のもので、現在大字今井、小川方に秘蔵され、表面に「定」とある。

〇…きりしたん宗門は累年御制禁たり、自然、不審成者有之は申出べし、御ほうびとしては、
ばてれんの訴人（銀五百枚）
いるまんの訴人（銀三百枚）
立かへり者の訴人（同断）同宿並宗門の訴人（銀百枚）
右の通り下さるべし、たとい同宿宗門の内たりというとも、申出でる品により銀五百枚下さるべし、かくし置他所よりあらはるるにおいては、其所の名主五人組迄一類共に可被行罪科者也
正徳元年五月　日　奉行
右之趣被仰出候條堅可相守者也
（和泉）

註　ばてれん（伝道師、師父）いるまん（宣教師、伴天連の次）立かへり者（一旦棄教しておき乍らまた帰依した者）同宿（宣教師の宅又は学校で修道する者）

（河内史談第一輯）より―

老人の日

（記念品を受取つた老人）

〇…老人の長寿を祝おうと「としよりの日」が制定されてから二度目の九月十五日、市役所では十一時より、この日を記念して市内の長寿者十名に寿と大きく染め抜いた座布団と記念品が贈られた。

〇…先ず橋本社会福祉協議会会長から「としよりの日」制定の由来が話され続いて脇田市長羽多野副議長、小林厚生委員長から祝辞、市長よりその長寿を祝福されて記念品がそれぞれ手渡され、老人一同の記念撮影があつて式を閉ぢた。なお、八十才以上八十七才までの一九一名の方には、各地区毎に記念品（風呂敷）が贈られた。

最高年齢九十三才　二〇一名に記念品贈呈

また大阪府に於て行われた府下の高齢者祝賀式には本市より西郡の辰巳トミさん（九三才）が代表として出席した。

（八十八才以上の老人）

辰巳トミ	九三	西郡
三浦マサ	八九	北信町
小森ヤス	八九	太田
中村サク	八九	沢ノ川
山中ぬい	八八	安中
中川トメ	八八	太田
西岡キノ	八八	西郡
裏野ツル	八八	太子堂
石井キシ	八八	安中
高田イワ	八八	庄ノ内

10月1日⇒31日

共同募金

″赤い羽根″募金

目標額一三〇萬圓

共同募金―赤い羽根―の季節が今年もやつてきました。私たちの街を、社会を明るく住みよくする赤い羽根の運動に協力しましょう。

歴史

この赤い羽根は昔インディアンや十字軍の騎士たちの間で、勇者や義侠心のある者のしるしとして用いられたといはれています。この伝説的な魅力をもつた赤い羽根が、たすけあいの心、同胞愛などの近代的な新しい意義をもつ共同募金のシンボルとして初めて用いたのはアメリカの人でした。そして我が国にも戦後これが伝えられ、今やこの羽根は私たちの身近かな親しみ深い年中行事の表徴として広く認識されるようになりました。

運動

私たちの社会は人々の寄り集つて少しでも明るく豊かにくらしたいという共同の目的――この社会の生活を不快にしたり不安にしたりするすべてのものを取り除こうとする私たちの共同の目的――このような目的のための一切の仕事を社会福祉事業といい、この事業を維持するための経費を生み出すための運動が赤い羽根の運動です

昭和27年度共同募金

地区	目標額
八尾第一	70.020
八尾第二	90.180
八尾第三	104.490
八尾第四	67.860
萱振	74.160
山本	190.000
安中	107.170
植松	97.860
亀井	67.480
竹渕	75.855
久宝寺	210.240
大正	92.610
西郡	54.480
計	1.302.405

行方

私たちの胸にする赤い羽根は一体どのように使はれるか、昨年の募金の行方を追つてみましよう。

児童福祉事業に三一・七一八・二七三円（不幸な子供たちを育て遊び場のない子供たちに遊園地などを作るために）

生活保護事業に一八・一三九・〇〇〇円（養老院、身体障害者保護施設、身を寄せる所のない婦人などを救済する施設などのほか家庭にあつて援助を要する人々のために）

医療事業に四・三五二・〇〇〇円（貧しい人々のための無料・実費診療、目の悪い人々の開眼検診、巡回診療などに）

地域福祉事業に一五・五八九・六六二円（隣保館、福祉協議会を通じて住みよい明るい社会を築くために）

社会福祉協議会に四・七一〇・〇〇〇円（社会事業の振興を計り種々の団体の連絡調整にある機関のために）

更生保護事業に九八〇・〇〇〇円（子供をかかえた未亡人戦争犠牲者家族の更生援護のために）

その他の事業に一〇・一九〇・七二〇円

私たちの幸福のために街を明るく住みよくするこの運動に心から協力しましょう。

計量器の事前調査

届出・今月末日

来る十月十三日より計量器の定期検査が実施されます。従来は度量衡法によつて実施されたもので、検査を受ける器物は当日持参すればよかつたのが今年三月からは計量法となり、検査を受けるまでに

器物の所有者は事前調査をする

ことになりました。計量法第百四十四條には（定期検査を受けるべき計量器の種類及び数を調査し知事に報告）とあります。従来の度量衡法であると、検査当日器物（さし、ます、はかり）を持参して検査を受けるだけでありましたが、改正法によると、予め調査を行ひ、前もつて名簿を作成して置かなければなりません。

従つて事前調査をする必要があり、目下、商業連合会に加入しておられる方は連合会役員より、工場方面は商工会議所より、農家は農協役員より調査願うことになつております。

商工農のみならず風呂屋にある秤、学校の計量器等は業務用ではありませんが証明のため使用又は使用する目的で所持するものでありますから検査を受けなければなりません。

なにとぞ調査に協力下さるよう切望する次第であります。

計量器の事前調査

商業連合会員は連合会で
工場は商工会議所で
農家は農協で

右以外の方で（廿五日までに調査に行かなかつた方）業務上、証明のための計量器所持者は至急（今月末迄）市役所商工課又は出張所へ種類と数とを届出下さい。

廳内の動き

九月一日（月）
モーターボート組合協議会（総務課）阪和貨物線新設工事竣工式（秘書課）厚生委員会（市会）定期事務監査（監査）市税滞納整理旬間（税務課）全国高校野球写真展（一日より十日間、公民館）

九月二日（火）
厚生委員奈良市養老院を視察（市会）龍華小学校敷地盛土工事入開札、市営住宅新築工事現地説明及入開札（土木課）衆議院議員選挙打合会（選管）共同募金事務打合会（福祉）府営水道連絡会（水道課）近畿都市税務総会（税務課）

九月三日（水）
選挙管理委員会（選管）平野川水防対策懇談会及視察（秘書課）未帰還者留守家族会八尾支部役員会（福祉）リズム体操講習会（教育課）

九月四日（木）
第六回都市対抗競技選手壮行会二市一郡中学優勝野球大会開会式、教育振興会、市内小中学校長会、夏期養護学園反省会及報告書作成（教育課）龍華農業委員会（農委）

九月五日（金）
衆議院議員選挙投票及開票管理者告示（選管）第一回モーターボートレース（本日より六日間総務課）衛星都市金融説明会、衛星都市商工相談所連合会発会式（商工課）市営住宅入開札（土木課）放送車運行騒音防止打合会、時報＝九月五日号配布（広報課）

九月六日（土）
文教委員会（市会）屎尿処理問題協議会（衛生・農務課）身体障害者福祉会役員会（福祉）こども友の会例会（公民館）

九月八日（月）
郡市対抗体育大会成績発表（秘書課）楠根川橋梁資材入札、不動産評価委員会（土木課）衛星都市福祉事務所長例会、未亡人厚生資金関係者打合会、災害救助法事務打合会（福祉）

九月九日（火）
平衡交付金書類提出（総務課）八尾地区農業委員会（農委会）府下広報連絡会議（広報課）太田先生＝元八尾高教諭帰朝講演会（秘書課）

九月十日（水）
定例出納監査（監査）築留土地改良区会議（秘書課）戸籍事務協議会幹事会（戸籍課）教育委員設置準備会（教育課）

九月十一日（木）
大阪府市長会、競艇組合議員会会議（秘書課）水道施設調査（水道課）八尾・久宝寺地区民生委員協議会（福祉）二市一郡中学校体育大会、野球優勝戦（教育課）

九月十二日（金）
水道施設状況調査（水道課）衛星都市教育課長会議（教育課）農薬薬効試験（農務課）生活保護費支払（福祉）近畿競輪議長会（市議会）隣接地評価打合会（税務課）

九月十三日（土）
常任委員会（秘書課）大正地区民生委員協議会、身体障害者自立更生大会（福祉）

九月十五日（月）
高齢者表彰式（福祉）商工祭打合会（商工課）乳幼児一斉健康診査開始（衛生課）地方公営企業労働関係法懇談会（水道課）

よく聞き
よく見て
よく選べ
公明選挙標語

入選標語

かねてより八尾地区少年保護司会に於て青少年不良化防止標語を募集のところ応募人員五四名より七一句の投稿あり去る十九日公民館に於て審査の結果左の標語が入選した。

第一席	不良化は愛と輔導の切れ目から。	山本高	二年	坂　清
第二席	不良化は　うそと　夜遊び　むだづかい。	龍華中	三年	新谷春美
第三席	不良は不和な家庭から。	八尾高	一年	玉田勝彦
佳作	導けばみんな役立つ青少年。	龍華中	一年	新谷鼎
〃	夜遊びは悪の誘いの第一歩。	山本高	二年	坂　清
〃	愛と輔導で育てよ若芽。	山本高	二年	坂　清
〃	健全な社会に不良はない。	八尾中	三年	利久　武
〃	悪い事　すまい　言うまい　思うまい。	山本高	二年	坂　清
〃	しずかに反省、困れば相談。	龍華中	三年	新谷春美